令和８年度東海村障がい者総合支援協議会 第２回全体会議 会議録

開催日時	令和8年10月23日(金)午後1時30分から午後3時30分まで
場　　所	東海村総合福祉センター「絆」多目的ホール
出 席 者	委員 有賀会長，有阪副会長，浅野委員，稲川委員，宇都宮委員，大串委員，大村委員， 恩智委員，坂下委員，土屋委員，照沼委員，冨田委員，永山委員　*順不同 事務局 千葉課長，齋藤課長補佐，稲田課長補佐，黒澤係長，横山係長，福島主事 障がい者プラン策定コンサルティング (株)AN 計画工房　　西垣代表取締役
欠 席 者	佐藤委員
次　　第	１　開会 ２　総合相談支援課長あいさつ ３　会長あいさつ ４　議事 （１）社会部会報告 ・広報とうかいの特集進捗状況 ・地域生活支援拠点登録状況 （２）安心部会報告 ・「避難訓練に関するアンケート結果」の振り返りと今後の取組みについて （３）障がい者プラン素案について （４）その他 ５　今後の予定 ６　閉会
議　　事	（行頭記号：●⇒委員，○⇒事務局） （１）社会部会報告 ・広報とうかいの特集進捗状況 ○広報とうかい 12 月 10 号に掲載し，表紙も含めて見開き 7 ページ分。障がい者のグループホーム，放課後等デイサービス，就労継続支援 B 型事業所等における活動の様子や，障がいのある子を育てている家族の想い，事故や病気で身体的な障がいを負った車いすユーザーの想い等の内容で，事務局が広報・シティプロモーション担当と進めている。 ●障がい者や支援者の辛さや大変さも含めて，話の中で当事者の思いが伝えられる記事にしてほしい。 ・地域生活支援拠点登録状況 ●事業所の登録は村内 5 事業所（わーくるほーぷ，みの～る，幸の実園，第二幸の実園，ハピネス東海），個人の登録は 1 件（8050 関連，精神疾患）。別途チラシを用いた声かけと，同時進行で事業所や村外の精神科病院への訪問を行い，登録促進に努める。 ●障がい当事者の就労について，商工会工業部会長の会社へ赴き打診し，助言を得た。この件については，引き続き部会で協議をしていく。

	●広報とうかいは非常に楽しみにしている。楽しいだけではなく，総合支援協議会の活動内容も含めてほしい。早い時期に取り上げてくれてありがたい。 ●障がい者を知らない村民が知るきっかけづくりであり，良いクリスマスプレゼントになる。 （２）安心部会報告 ・「避難訓練に関するアンケート結果」の振り返りと今後の取組みについて ●安心部会では障がい当事者に向けてアンケート調査を行った。村内の各事業所に調査票を配布し協力を得た。障がい者理解が進んで良かった。 ○避難訓練が台風で中止になったため，アンケート調査を行った。アンケートの結果，81名の協力が得られた。課題を整理したところ，避難訓練に関する不安（トイレの不安）が最も多かった。今後，避難所となるコミセンのトイレを確認し，次回の部会で協議していく。障がいの情報に関する課題（防災無線）については，担当課と共有する。避難行動要支援者に関する課題（「制度自体を知らない」70％）については，把握調査を通じて制度を周知していく。 （３）障がい者プラン素案について ○資料に基づき説明。障がい児の教育・育成支援の充実については大村委員から補足説明。 ●事務局から資料 2-1，資料 2-2 で，印象深かった意見を聞かせてほしい。 ○資料にはアンケート調査の回答を原文のまま掲載している。（いくつか原文を読み上げ）半分近くが家族や支援者ではなく本人の意見であり，障害福祉サービスに対する期待が多く寄せられている。まさに村民の生の声として受け止めている。これから分野別に振り直し，施策として反映できるかどうかも含めて，関係する各課へ情報提供をしたいと考えている。 ●6 ページの基本指針の内容について。いつの時点を基準にした内容としているのか。7 ページに「③児童発達支援センターの設置」や「⑤基幹相談支援センターの設置」とあるが，村では既に設置されているのではないか。 ○資料のこのパートは国が示す基本指針なので，確かに村では一部済んでいるものがある。しかし，国が提示する指針であり，修正しなくても良いと考えている。国から示されている指針に対して，「村ではこのような課題や取組みの現状があるので，今後施策の方向をこのようにする」という展開になる。 ●20 ページの課題について。これは今までの課題なのか，これから解決すべき課題なのか。また，課題 3 の「障害児支援体制の充実」で，「医療的ケア児支援センターの整備」とあるが，どのようなことか。 ○「取組強化」なのか，「整備の充実強化」なのか。熟語を変える。施策の進捗状況に見合う文言に変える。 ●私も細かいニュアンスが気になるが，これから言葉は修正していくことでお願いしたい。

	○20～21 ページの 7 つの課題はどういったニュアンスなのか，どの時点での村の課題なのかという意味合いか，村の課題としてあるが，既にある程度できているところや少し言葉のニュアンスが違うのではないかという意見か。どういった点に違和感があるか。 ●例えば課題 3 の「医療的ケア児支援センターの整備」の表現に疑問がある。協力体制を強化していくというニュアンスなのか。 ○「整備」改め「取組強化」のように変えた方が良いのではないか，という意見か。 ●整備はされているのか。 ○整備されている。すでに整備されているのだから，整備そのものはもう課題ではないのではないかということか。 ●そういうことである。 ●「整備」ではなく「充実」か。 ○もしくは「強化」か。 ●委員から意見があった 6～7 ページの「基本指針」は国が示したものだが，村として整備しているのであれば，ここの文言は取り消しても問題はない。 ○了解した。村の実情に合わせ，先ほどのように熟語を変え，更に行っているのであれば，もう一段階踏み込んだ上の課題として記載するようにする。 ●村の計画なので，村に合わせた内容に修正願いたい。 ○承知した。 ●計画に関しては内容精査を進めてほしいが，現場の意見を話したい。肌感覚の話だが，最近児童の発達についての相談が多いが，専門機関の予約がまったく取れない。近隣市まで行く保護者もいる。村内の病院では受診ができず，アクセスが難しい状況が散見され，病院連携も課題になっている。 ○具体的に，病院連携の課題とはどのようなものか。 ●専門の精神科病院と一般病院との連携が課題になっている。同じ医療機関でも専門が違うと難しい部分がある。また，保護者も忙しく，仕事との兼ね合いもありなかなか受診できない。「夏休みになってから」といってタイミングを逃す家族もいる。そういったアクセスや関係者を合致できる仕組みなども計画に活かせていければと思う。 ●病院と在宅医療のつながりもあれば良い。長年の課題でもある。 ○一般の病院から専門医につなげるのはイメージしやすいが，訪問診療の医師と一般病院の医師のつながりということか。 ●在宅で生活する過程で認知症になると精神疾患となり，一般病院での入院は難しい。そうなると専門の病院に受け入れてもらいたいが，内部疾患などがあると精神科の病院は受け入れづらい。内科と精神科を併設している病院ならば対応できるが，それはなかなかない。現状，近隣の総合病院では発達課題の相談や受診は受け入れていないのではないか。隣市の総合病院もマンパワー的に厳しい。そのため，近隣市まで行っている。東海村内にはない。医療連携にも様々な課題がある。 ○その一言で，かなりいろいろな意味合いがあるのを改めて認識できた。

	●連携とは何か。「連携は大事だ」とずっと言っているが難しい。精神科と一般病院で考えても，精神科は身体の診療が受けられず治療も受けられない。 我々病院だけではなく，福祉との連携や学校の教員が抱える心の問題など，みんな心について考えているはずなのに，人によって認識がずれてしまうことがある。「地域と病院の連携が重要」という言葉の上では共通認識が図れた気でいるが，自分たちの共通言語が同じと思っていても，お互いの意味合いが微妙にずれることがある。病院職員は「地域がやらない」と言い，地域から見ると「病院はもう少しやってくれたらいいのに」という声も聞く。医療の現場からも聞こえることがある。それぞれの専門職が集まって交流する機会や勉強する機会，意見交換する機会があれば良いと思った。だがそこで専門家共有になると，それはそれで凝り固まってしまう。 　また，アンケート意見（資料 2-2）で，問 24 の 1 番の「やってあげている感を無くして自然に支援する体制が必要」と書いてあるが，私達がフラットに考えられていない。総合支援協議会のような場で，病院で起こっている現状や病院でできること，現場でできることなどの共有ができれば良いのではないかと思う。 ●障がい者プランに繋がるところではあるが，学校現場などで精神疾患に触れていない関係者の取組みも良いと思った。継続性はとても大事で，単発で終わることがないようする必要がある。 ●教えてほしい。 1 ページの「障害者計画，障害者福祉計画，障害児福祉計画を一体的に策定する」と書いている。こういった計画ではよくあるが，他で策定している計画は本当に一体的だ。しかし障がい者プランは，第 1 編が障害者計画で，第 2 編で障害者福祉計画・障害児福祉計画となっている。そうなると「一体的」とは言えないのではないか。障害者計画と障害福祉計画，障害児福祉計画の関連性の説明があると良い。その上で障害者計画の対象はすべての村民となっている。確かに障害者基本法でも書いてあるが，今回説明があったパートを読む限り，「村民対象のものは何か」となると分かりづらい。さらに計画期間も「この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定します」と書いてあるが，3 年を 1 期とする他の計画とセットではないのか。例えば障害者計画だけ 5 年に 1 回で回していくのか。今回だけが重なったので一緒に行うのか。 ○ 1 ページの「計画の概要」に記載している三位一体的な計画の内容について答えたい。まずはベースとなる根拠法がそれぞれ異なっている。その上で策定義務は市町村にある。今回 3 つの計画を「障がい者プラン」として村が独自に策定するメリットがある。それは根拠となる国の報酬改定やサービスの追加などを一度にこの計画プランに盛り込むことで，相互に矛盾が出てこないこと。この計画はそれぞれに共通する部分があるが，その時期をずらさずに一度に改定する。言ってみれば，3 年を 1 期とする三位一体的にセットにすることで相互の矛盾がなくなる。がっちり食い込んでいるものではなく，それぞれ根拠法に基づいて記載すべき事項が異なるので，第 1 編・第 2 編と分割・整理する必要がある。また，2 つ目の質問は「村民に関係する部分がどこ

	か」という話だが，「障がいのあるなしに関わらず東海村民に関わる部分はどこか」という意味か。 ●障害者計画が上位計画としてあり，障害福祉計画をぶら下げるのであれば良いのだが，「一体的に策定する」と書いてあるので，どのような関係なのかということ。どうすれば障害者計画が「すべての村民を対象」になるのか。福祉は福祉の対象者に限定した計画とするのであれば整合性はとれるが，その最上位に村の総合計画が入ってくるということか。 ○そのとおり。 ●障害福祉計画には自立支援給付の財源がついてくるので，対象者は厳密にサービス利用者などに限られる。対して障害者計画は「エイエイオー」の掛け声のように理念的なものになるが，この関係がどのような位置づけで考えて作られているのか。 ●目標を達成するために必要となる将来像や視点など理念的な部分はもちろん入っている。現時点では素案なので数字がまだまだ足りていないが，現行計画を確認すると理解しやすい。例えば，精神科病院から在宅に移行する地域移行支援の利用者目標を何人とするか。または，どのくらいの伸び率に設定するか。そういった点を素案に示して，村議会議員や財政担当者が確認し，障害福祉サービス利用者数や自立支援給付費が増加しているので，「もう少し障がい福祉に予算を支出しなければいけない」という数値的な目標と，「エイエイオー」の理念的なパートもある。どちらも兼ね合って障害者計画になっている。目標が達成できるかどうかは，市町村ごとに結果が分かれる。担当者がきちんとしていれば「あと 1 人目標なので，この 1 年で何とかしないといけない」となるし，「これは計画なのでアバウトで良い，次期計画でまた考えよう」という担当者もいる。それは市町村の担当レベル。事務局側で補足はあるか。 ○委員指摘のとおり，障害福祉計画記載内容の多くは検討中であり，現時点でイメージしづらいのはそのとおり。 ●1 ページ目で「障害福祉計画は（法令の）規定に基づく計画であり，障害者計画で示した施策に基づく障害者福祉の実現を目指すための計画です」と記載している。障害者計画を見ていくと，障害児福祉計画に該当する内容は「障がい児」という言葉を拾っていけばわかる。25 ページに「障がい児の教育・育成支援の充実」が出てくる。このパートは障がい者の社会参加と自立への支援なので，障がい児に対しては教育・育成支援の充実を中心に行っていくことがわかるのだが，次のパートでは障がい者の医療・福祉の充実が出てくる。では，「障がい児の医療や福祉」はどこにあるのかを見ると，計画からは読み取れない。 一方で，38 ページの「第 4 期障害児福祉計画の成果目標」では，「④医療的ケア児等への支援」と医療に関する記載が初めて出てくる。障がい児福祉は医療・福祉もあるが，それは障害者計画では書かないのか。一体的に策定するという障害者計画と障害者福祉計画の関係はどのようなものか。

	○確かに「障害児福祉計画」と名付けているが，障がい児のことしか載っていないわけではない。また，障害者福祉計画 1 ページのマトリクスには身体障害者手帳・療育手帳の所持者の中には子どもが含まれているので，障害児福祉計画の意味合いもある。障害児福祉計画も障害者計画に入っているが，名称が「障害『者』計画」だからと言って，大人のことしか書いていないわけではない。そういう意味では矛盾があるが，計画ごとに 3 つを完全に切り分けようとすると無理が出てくる。 ●これが障害者計画の非常に難しいところ。もっと分かりやすくできないのか。障がいや障がい者の言葉のイメージを聞いた時に区分はとても細かい。障がいのある人の特性だけでなく，制度がこのように入り組んでいるという事情もあるので，掛け声で終わってしまうという実情になってくる。その辺り，上手く伝わると良いのではないか。もう一点，障害児福祉計画は「児童福祉法第 4 条の 2 項に規定する障害児（を対象とする)」と書いているが，手帳については書けないのか。 ○必ずしも手帳の有無は関係ない。 ●児童福祉法第 4 条 2 項を読んでほしい。今の前の疑問について。例えばプランの 27 ページでは「障がい者の医療・福祉の充実」，25 ページでは「障がい児の教育・育成支援の充実」となっている。障がい児と障がい者に関する記載内容の区別が分かりにくいという話があったが，「障がい者」と書いてあるものは「障がい児」も含まれている。いわゆる「障がい児・者」のことを意味している。障がい福祉に関わっているものは，これを「障がい児・者」として読む。では一般に関わったことがない人はどうするかというと，27 ページ冒頭に「幼少期における言葉の遅れ」とあるので「この部分には障がい児も含まれている」と理解する。 ●障害者計画の中に障がい児が出てくるのは。 ●教育に関するパートでは「障がい児」と書くが，それ以外は「障がい者」で統一して，そこに「児」が含まれていると理解する。細かいところは文章を読んでもらう。 ○「者」と書いている一部には「児」を含めているので，切り離していないパートが多分にあるということになる。では，児童福祉法第 4 条第 2 項について読み上げたい（引用省略)。 ●そうすると，8 ページ以降の「東海村の障がい者を取り巻く現状」で，障がい者の推移として手帳所持者数が記載されており，子どもについては支援学校と支援学級の在籍状況も記載されているが，少ないような気がする。統計的にこれしか取れないからなのか，障がい児として統計がとれるのならばそれも載せた方がいいのではないか。このような人はよく読むと思うので，このようなカウントは残念だと思う。 ○現状をできる限り説明したい。手帳の所持者数を年齢では分けていない。子どもの手帳所持者が含まれている。複数の手帳の重複所持者も入っているので，実人数ではなく延べ人数として読み取ってほしい。「一つ一つの手帳を持っている人が何人いるか」という統計情報である。

	一方で，15 ページの表についても特別支援学校や特別支援学級に所属している人数なので，手帳の有無とは直接関係がない。手帳を持っている子も持っていない子もいる。それ以外の統計情報としては，現在作成中の障害福祉サービスを利用している人数。次回の全体会議で児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数を示す。さらにその伸び率から，今後どのくらいの人数が向こう 3 年で利用するか，他のサービスと同様に見込み数を記載する。ただ現在，障がいがある児童が何人いるか，人数の正確な算出はできないのではないかと考えている。障がいのある児童の算出方法について，何か情報を持っている委員がいたら，教えてほしい。 ●現況は人数を出していくと考えていた。14 ページで施設・事業者を明記している。15 ページに特別支援学校・学級の在籍状況を記載している。施設・事業所ではおそらく定員と利用者を記載するのだと思う。だが学校は学年ごとに記載している。学校も校名を記載して，何人の在校性がいるかも出した方が良いのではないか。学年ごとの在席人数を記載する必要性があるのか。 ○確認したい。15 ページに学年ごとの在籍人数が書いてあるので，バランスを取るために，14 ページの各施設・事業所のサービスの利用者数も，小中学校の学年別に掲載すべきではないかということか。 ●障がい者施設の利用状況には，事業所名や定員・村内利用者が入る。それならば学校も，村内の特別支援学校がいくつあり，支援学級がいくつありという形で施設ごとに人数を出す方が良いのではないか。 ○学校の在籍状況を学校別・学年別に細かく記載すべきということか。 ●小学 1 年生・2 年生と出す意味はないのではないか。ここに記載するということは計画で使いたいから記載しているのだと思うが，このように出す意味はあるのか。 ○小学校の特別支援学級は 6 校，中学校の特別支援学級は 2 校なので，母数がかなり少ない。特別支援学校も少ないので個人が特性される恐れもある。あくまで統計情報として扱っているが，1 人，2 人となると，見る人が見ると気づくことになり，本人や保護者にも想定できない影響があるのではないかと懸念する。5 月 1 日現在で出しているのだが，こういった情報までそもそもデータとして整理されているのか。特別支援学校で 3 校に何年生の子が何人在籍しているかなど，学校や学級で外部に出せる資料があるのか，委員に確認したい。 ●調べれば数値の根拠はわかるが，情報を広く公開することについてはどうだろうか，疑問である。 ●私も同じ視点である。小学 1 年生が 3 人では特定できてしまう。小学 2 年生，中学 2 年生が 2 人。そういうものを載せる必要があるのか。 ○質問が「学年別・学校別に算出して掲載した方が良いのではないか，詳しくするべきではないか」という意図かと捉えていた。 ●質問の趣旨は「学年ごとに算出・掲載しているのは，計画で利用できるからなのか」ということ。

	○「プライバシー保護のためには，掲載する必要がないのではないか」という意図か。承知した。先ほど委員からも指摘があったように，過去との比較又はこれから増えていく予想はできるのではないか。これが学年別に算定する理由だと考える。1年生が多ければこれから増えてくるかもしれないということだが，それ以上の意図はないのではないか。この点は事務局で預かり，記載する必要性や掲載方法も含めて検討したい。 ●アンケートで示された意見がすべて受け入れられて，良くなればいい。このような意見があるということは大事だと思った。同じような特性のある子どもへの支援について，東海村と社会福祉協議会の連携が取れているか。 ●25ページの「障がい児の教育・育成支援の充実」で，確かに不安はあるが，その中でも多くの教員に守られていたという感覚があった。教員もとても勉強しているが，残念ながらASD（自閉スペクトラム症）は一人一人みんな違う。すべての教員が個々の特性を必ずしも熟知してはいないのではないかと感じた。在学時，自分の子どもも教員から声をかけられると，とてもほっとすると言っていた。「ASDはこうだ」というのではなく，本人の話を聞いてもらえると安心する。一方で，在学時は先生が話を聞いてくれたので安心できたが，卒業すると親は学校から一気に「放り出された感」がある。村はせっかくいろいろと取り組んでいるので，その取組内容をしっかり周知してほしい。広報紙の中に少しでもこのような福祉の取組みやっていると毎月載せられれば，みんなが見てくれていると感じられ，卒業後に「放り出された感」がある親としてはありがたい。 ●委員の意見を聴きながら，こういった議論や取組みを通して計画を作りつつ，広報紙を活用して関係者だけではなく広く村民に，「今こういうことが始まりました」などと周知していくことが大切だと思った。 ●質問がある。14ページの障がい者施設・事業者の利用状況の定員と利用者数が入るということだが，どのようなものか。 ○10月1日現在で利用者のいる施設や事業者を列記し，利用実績を調べて記載したいと考えている。 ●精神に障がいのある人が地域での生活を進めていくことは何年も前から言われている。障がい者プランの中にも，「精神障がい者への支援」に地域生活の住まいの支援を行っていくといった文言が入っているが，どういった形で進めるのか会議に参加しても見えてこない。アンケートの中では，自分が今住んでいる自宅で暮らし続けたいと思っている人が大半。自宅がある人の希望を叶える施策もあるが，病院から退院する人やグループホームから出て一人暮らしをしたいという人がいるときも，アパートでの支援や借りるための支援なども進めていけると，より地域の生活支援につながっていくのではないかと思う。 ●まずは資料2－1と資料2－2の意見で，障がい者の家族ではなく当事者本人の意見の言葉をピックアップし，どのような言葉が多かったか図示化してほしい。そうすると今の課題，村の良い点や大切なことがすべて見えてくる。プランのアンケート全体を見て驚いたのは，問23（「障がい」「障がい者」の

	イメージ）の言葉の中にポジティブなものが全くなかったこと。これはとてもさびしい限り。今回の広報とうかい 12 月 10 日号特集記事を契機に，「障がい者はかわいそう」といったイメージではなく，「ポジティブなところもある」ことを知ってもらいたい。人としてみんな一緒。「健常者がいれば障がい者がいてもいい」ということを理解してもらえるようアピールしていければ良いと思う。一方で，ポジティブな意見はないが，次のページの障がい福祉に関してはもっと頑張ってあげた方がいいという言葉が強い。みんな何かを応援したいと思いながらも，「障がい者はかわいそう」というような，ちょっとちぐはぐの状況が村民に多いのではないかと思った。 　村としての一番の課題は障がい者理解だ。事務局が正直に説明してくれたので，「やはり AI の言葉だな」というのがいくつか見られた。細かいところは後で修正してほしいが，一番大事なところは 25 ページの「障がい児の教育・育成支援の充実」で，不登校や不登校ぎみの子どもたちの中にも障がい児がとても多い。それはやはり巡回相談や専門家派遣制度で対応し，1 件ずつ相談を受けなければ見つけられないと思う。今はどこの学校でも夏休みに専門性の高い研修会を開催し，教員は一生懸命勉強しているが，やはりここの文章の中に「不登校ぎみの児童・生徒への取組み」のような文言を増やせば，これから違ってくるのではないか。 　同時に，特別支援学級の在籍数がここ数年増加している。これは東海村だけの課題ではなくどこの市町村も同じ。その対応や対策も少し載せた方が良いのではないかと感じた。私が感じたことは大きくはこのくらいだが，それ以外はまた後ほど話したい。全体を通して皆さまから意見はどうか。 ●資料 2-1 で障がい当事者 35 番の意見の下の方に「さらに，会議を開催すること自体が目的となっていないか，地域の課題について十分な議論がなされているか，当事者や家族の声が実質的に反映されているか」というのは当協議会を指していると思うが，かなり厳しいことが書かれている。その心配を解消するためにも，いまの委員 2 名の意見をプランの 35 ページ「施策の方向性 2　安心して暮らせる生活環境づくりの推進」に追加した方が良いのではないか。 ○具体的には，「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」の「施策の方向」の 2 つ目「意思疎通支援の強化に向け」か，「障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進」中「広報・啓発活動の推進」か。 ●そのあたりか。先ほど情報発信の意見があったので，そこを具体的に踏み込み，文章を変えても良いのではないか。 ●障がい者理解についての文章を全体的に増やすことが必要ではないか。では意見や気づいた点があった場合，事務局にいつまでに連絡すれば良いか。 ○今日の意見交換を踏まえて，また素案を読み込み気づいた点等があったら，11 月 4 日水曜日を目安に事務局までメールか MCS で連絡願いたい。 ●では 11 月 4 日までに，本日の意見以外で気がついたことがあれば，事務局まで意見を提出願いたい。

	（４）その他 ●まつぼっくり 20th 大感謝祭のチラシの説明。 ○併せて事務局からもチラシを配付した。「生まれ育った環境で，未来はどう変わる？」というテーマで，若者の拠点作りなどを村でも詰めているところだが，第 6 回「わかものまちづくり」公開講座を開催する。教育・福祉・地域活動の関係者を対象に広く募集しているので，興味関心のある委員に参加願いたい。障がいの有無にかかわらず，みんなが活躍できる場所を作っていくということで，目的は総合支援協議会と一緒だと思うので，ぜひ参加を検討願いたい。
そ の 他	○次回は令和9年1月14日(金)午後1時30分から第3回社会部会及び安心部会を，午後3時から全体会を，総合福祉センター「絆」多目的ホールにて開催予定。